

文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱

18 文総契第 347 号 平成 18 年 12 月 27 日 区長決定
一部改正 24 文総契第 263 号 平成 24 年 11 月 12 日 区長決定
一部改正 2021 文総契第 758 号 令和 3 年 12 月 22 日 部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、指名競争入札の参加資格を有する者の指名停止に関し、必要な事項を定めることにより、区における契約事務の適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 2 項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者をいう。
- (2) 指名停止 有資格者の指名競争入札の参加につき、期間を定めて、その対象としないことをいう。

(指名停止)

第 3 条 区長は、有資格者が別表に掲げる取扱要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者に対し、同表に応じた期間の指名停止を行うものとする。この場合において、当該有資格者に対し、指名停止通知書（別記様式第 1 号）により通知する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、有資格者に対し、注意書（別記様式第 2 号）により、注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の手続)

第 4 条 区長は、文京区契約委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、指名停止を行うものとする。

2 契約担当者（文京区契約事務規則（昭和 39 年 4 月文京区規則第 11 号）第 2 条第 2 項に定める者をいう。）は、区長が有資格者の指名停止を行ったときは、その期間が満了するまで、当該有資格者を指名してはならない。

(指名停止期間の変更)

第 5 条 区長は、指名停止を受け、その期間が満了していない有資格者（以下「指名停止者」という。）に対し、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間を変更することができる。

2 区長は、指名停止者が第 8 条の規定による届出又は報告を怠ったときは、当該指名

停止者に対し、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間を変更することができる。

3 前2項の場合において、区長は、指名停止者に対し、指名停止期間変更通知書（別記様式第3号）により通知する。

（指名停止の解除）

第6条 区長は、指名停止者が別表に掲げる取扱要件に関し、その事実又は行為について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該指名停止者の指名停止を解除するものとする。この場合において、当該指名停止者に対し、指名停止解除通知書（別記様式第4号）により通知する。

（公表）

第7条 区長は、第3条第1項の規定により指名停止を行ったときは、指名停止一覧（別記様式第5号）によりその者の商号又は名称、理由、指名停止期間等を公表するものとする。

（届出等）

第8条 別表4(1)、(2)又は(5)の取扱要件により指名停止を受けた指名停止者の全部又は一部が合併、会社分割又は営業譲渡により、他の有資格者に移行したときは、当該指名停止者は、遅滞なく、合併・会社分割・営業譲渡届（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、区長に届け出なければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 合併等に係る契約書の写し

(3) 経過報告書

2 区が発注した契約において、別表4(1)又は(5)の取扱要件に該当し、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる役員を含む。以下「代表役員等」という。）若しくは使用人が逮捕され、又は起訴されたときは、当該有資格者は、遅滞なく、役員等兼職報告書（別記様式第7号）に登記事項証明書を添えて、区長に報告しなければならない。

（下請負人等の指名停止）

第9条 区長は、別表2、3又は4(6)の取扱要件により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人について、その者が有資格者であるときは、当該下請負人に対して、指名停止を行うものとする。

2 区長は、別表4(1)、(2)又は(5)の取扱要件により指名停止を受けた指名停止者の全部又は一部が合併、会社分割又は営業譲渡により、他の有資格者に移行したときは、移行先の有資格者に対して指名停止を行うことができる。

3 区が発注した契約において、別表4(1)又は(5)の取扱要件に該当し、代表役員等又は使用人が逮捕され、又は起訴されたときは、その者が代表役員等になっている他の有資格者に対して指名停止を行うことができる。

- 4 区長は、共同企業体、事業協同組合等に対して指名停止を行うときは、その構成員のうち有資格者であるものに対して指名停止を行うことができる。ただし、当該共同企業体、事業協同組合等に対する指名停止について明らかに責めを負わないと認められる者については、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 区が発注した契約において、契約の相手方は、指名停止者と下請負又は再委託に係る契約を締結してはならない。

- 2 指名停止者は、区が締結する契約の下請負を行う、又は再委託を受けることができない。

(指名停止期間の特例)

第11条 区長は、有資格者が一つの事案について別表に掲げる取扱要件の二以上に該当したときは、同表に定める期間が最も長い取扱要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

- 2 区長は、指名停止者が新たな事案について別表に掲げる取扱要件に該当することになったときは、その時点から、当該取扱要件に応じた期間について指名停止を行うものとする。

3 区長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める期間の範囲内で、同表に定める標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。

(1) 別表1又は4(3)の取扱要件に係る指名停止を受け、その期間が満了していない場合又はその期間が満了した後3年を経過していない場合において、再度同表のいずれかの取扱要件に該当することとなったとき。

(2) 別表3の取扱要件に係る指名停止を受け、その期間が満了していない場合又はその期間が満了した後若しくは第3条第2項の注意の喚起を受けた後3年を経過していない場合において、再度同表3の取扱要件に該当することとなったとき。

(3) 別表4(1)、(2)又は(5)の取扱要件に係る指名停止を受け、その期間が満了していない場合又はその期間が満了した後3年を経過していない場合において、再度同表のいずれかの取扱要件に該当することとなったとき。

(4) 別表4(4)の取扱要件に係る指名停止を受け、その期間が満了していない場合又はその期間が満了した後3年を経過していない場合において、再度同表4(4)の取扱要件に該当することとなったとき。

(5) 別表4(1)から(5)までの取扱要件に該当する場合において、当該違反行為に関し代表役員等が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

(6) その他区長が特に必要があると認めたとき。

4 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める期間の範囲内で、同表に定める標準期間より短い指名停止期間を定めることができる。

(1) 別表2又は3の取扱要件に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認めた

とき。

(2) その他区長が特に必要があると認めたとき。

5 区長は、悪質な事由又はしん酌すべき事由があるときは、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

(指名停止の特例)

第12条 区長は、契約の種類、履行場所等からみて特に必要があると認めたときは、委員会の議を経て、当該契約に係る指名競争入札において、指名停止者を指名することができる。

付 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表

取扱要件	期間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次に掲げる者が区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ ア又はイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次に掲げる者が、区の区域内に所在する文京区以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次に掲げる者が、区を除く関東地方の区域内に所在する文京区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(4) 次に掲げる者が、関東地方の区域外に所在する文京区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故等</p> <p>(1) 区発注の契約の履行において事故を発生させた場合</p> <p>ア 公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的な損失が大きいとき。</p> <p>イ 公衆に損害を与え、又は周辺の公衆が被害を受けたとき。</p> <p>ウ 従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出したとき。</p> <p>(2) 前号以外の契約において事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的な損失が著しく大きいとき。</p> <p>(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に違反した容疑により起訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>1 2月以上24月以内 （標準24月）</p> <p>9月以上24月以内 （標準18月）</p> <p>6月以上18月以内 （標準12月）</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6月以上18月以内 （標準12月）</p> <p>4月以上12月以内 （標準9月）</p> <p>3月以上9月以内 （標準6月）</p> <p>3月以上9月以内 （標準6月）</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内 （標準9月）</p> <p>3月以上9月以内 （標準6月）</p> <p>1月以上5月以内 （標準3月）</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内 （標準9月）</p> <p>1月以上6月以内 （標準4月）</p> <p>1月以上3月以内 （標準2月）</p> <p>2月以上6月以内 （標準4月）</p> <p>1月以上3月以内 （標準2月）</p> <p>1月以上3月以内 （標準2月）</p> <p>1月以上5月以内 （標準3月）</p> <p>1月以上3月以内 （標準2月）</p>

取扱要件	期間
<p>3 契約履行成績不良等</p> <p>(1) 文京区工事成績評定要綱(21文総契第430号)第10条に定める総評定点が60点未満であり、評価ランクが不良のとき。</p> <p>ア 40点未満 イ 40点以上50点未満 ウ 50点以上55点未満 エ 55点以上60点未満</p> <p>(2) 文京区設計等業務委託成績評定要綱(23文総契第327号)第13条に定める総評定点が50点未満であり、評価ランクが不良のとき。</p> <p>ア 40点未満 イ 40点以上50点未満</p> <p>(3) 文京区日々履行型業務委託成績評定要綱(23文総契第318号)第11条に定める総評定点が50点未満であり、評定ランクが不良のとき。</p> <p>ア 40点未満 イ 40点以上50点未満</p> <p>(4) 前3号の規定によるもののほか、区発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認めるとき。</p>	<p>1月以上12月以内 (標準9月) (標準6月) (標準3月) (標準1月)</p> <p>1月以上 6月以内 (標準3月) (標準1月)</p> <p>1月以上 6月以内 (標準3月) (標準1月)</p> <p>1月以上 6月以内 (標準3月) (不正軽油の継続使用は標準1月)</p>
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が談合し、刑法又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 区発注の契約に関するとき。 イ アに掲げるとき以外のとき。</p> <p>(2) 前号の規定によるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、契約の相手方として不相当であると認められた場合</p> <p>ア 区発注の契約に関するとき。 イ アに掲げるとき以外のとき。</p> <p>(3) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に違反する行為のうち、契約に関わるものを行い、契約の相手方として不相当であると認められた場合</p> <p>ア 区発注の契約に関するとき。 イ アに掲げるとき以外のとき。</p> <p>(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p> <p>ア 区発注の契約に関するとき。 イ アに掲げるとき以外のとき。</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6月以上24月以内 (標準12月) 2月以上12月以内 (標準6月)</p> <p>3月以上12月以内 (標準6月) 1月以上12月以内 (標準4月)</p> <p>3月以上12月以内 (標準6月) 1月以上12月以内 (標準4月)</p> <p>3月以上 9月以内 (標準4月) 1月以上 6月以内 (標準3月)</p>

取扱要件	期間
<p>(5) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が刑法第96条の6に定める公契約関係競売等妨害その他の契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 区発注の契約に関するとき。 イ アに掲げるとき以外のとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失墜したと認めたとき。 ア 法人税法（昭和40年法律第34号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、消費税法（昭和63年法律第108号）、地方税法（昭和25年法律第226号。法人事業税及び個人事業税に係る規定に限る。）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状部物質等の量を増大させる燃料の使用禁止に係る規定に限る。）に違反する行為 イ アに掲げるもの以外の違法行為等</p> <p>5 入札参加における虚偽申請 区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書その他の申請書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認めたとき。</p> <p>6 入札参加資格申請における虚偽申請 区の競争入札参加資格申請において、添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認めたとき。</p> <p>7 不誠実な行為 落札後、正当な理由がなく契約を締結しないとき。</p> <p>8 その他不正な行為 4に掲げるもののほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当であると認めたとき。</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6月以上24月以内 （標準12月）</p> <p>2月以上12月以内 （標準6月）</p> <p>1月以上6月以内 （標準2月）</p> <p>（標準1月）</p> <p>1月以上9月以内 （標準3月）</p> <p>1月以上12月以内 （標準6月）</p> <p>1月以上12月以内 （標準6月）</p> <p>1月以上12月以内</p>

別記様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

文 京 区 長



指名停止通知書

文京区が実施する指名競争入札において、下記のとおり指名停止を決定したので通知します。

記

- 1 指名停止期間
月（ 年 月 日から 年 月 日まで）
- 2 指名停止の理由

（文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱別表の
に該当）

別記様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

文 京 区 長



注意書

文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり、注意します。

記

注意の理由

別記様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

文 京 区 長



指名停止期間変更通知書

年 月 日付 第 号により通知した指名停止について、下記のとおり指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 指名停止期間
月（ 年 月 日から 年 月 日まで）
- 2 変更後の指名停止期間
月（ 年 月 日から 年 月 日まで）
- 3 期間変更の理由

別記様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

文 京 区 長



指名停止解除通知書

年 月 日付 第 号により通知した指名停止について、下記のとおり指名停止を解除したので通知します。

記

- 1 指名停止を解除する日
年 月 日
- 2 解除の理由

指名停止一覧

指名停止者	理由	指名停止期間	備考

※ 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱に基づく。

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

文京区長 殿

本店所在地
会社名（移行元の会社名）
代表取締役氏名
（業者番号）
メールアドレス

合併・会社分割・営業譲渡届

この度、弊社 _____ は、下記のとおり構成員の全部又は一部を他の会社に移行したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 移行内容（会社名、組織名等）

移行元	移行先

2 移行した日

年 月 日

3 移行の理由

合併 ・ 会社分割 ・ 営業譲渡

※ 該当するものを丸で囲むこと。

文京区長 殿

本店所在地
会社名
代表取締役氏名
（業者番号）
メールアドレス

役員等兼職報告書

下記の案件に関し、弊社社員が他の会社に役員等（使用人は除く。）として所属している状況について、関係書類を添えて報告します。

記

1 案件名 _____

2 調査対象社員（逮捕又は起訴された社員）

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

3 調査対象社員の所属会社

フリガナ 商号又は名称	所在地	役職名

※ 該当する所属会社が複数ある場合は、全て記載すること。